

静岡県教職員の給与に関する条例及び静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第18号

静岡県教職員の給与に関する条例及び静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)	(勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000

36	225,000	278,800	397,600	472,700
37	226,500	281,100	398,800	473,300
38	228,300	283,000	400,300	474,000
39	230,100	284,900	401,700	474,700
40	231,900	286,900	403,100	475,400
41	233,600	288,600	404,800	476,000
42	235,300	290,900	406,200	476,700
43	236,900	293,200	407,500	477,400
44	238,500	295,700	409,000	478,100
45	239,900	297,700	410,600	478,700
46	241,200	300,100	411,900	479,400
47	242,500	302,300	413,400	480,100
48	243,700	304,900	415,000	480,800
49	245,100	307,200	416,700	481,400
50	246,600	309,600	418,100	482,100
51	247,800	311,900	419,700	482,800
52	249,300	314,100	421,200	483,500
53	250,400	316,300	422,900	484,100
54	251,600	318,300	424,400	
55	253,000	320,300	426,000	
56	254,000	322,300	427,600	
57	255,300	324,200	429,100	
58	256,300	326,300	430,600	
59	257,400	328,400	431,800	
60	258,600	330,400	433,000	
61	259,900	332,500	434,200	
62	260,900	334,600	435,500	
63	262,300	336,800	436,800	
64	263,400	339,000	438,000	
65	264,700	340,700	439,200	
66	266,100	342,900	440,400	
67	267,500	344,900	441,600	
68	269,100	347,100	442,800	
69	270,500	348,900	444,000	
70	271,800	350,800	445,200	
71	273,100	352,800	446,400	
72	274,400	354,800	447,600	
73	275,500	356,400	448,700	
74	276,700	358,300	449,300	
75	278,000	360,100	449,800	

再任 用職 員以 外の 職員	76	279,000	362,000	450,300
	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	451,400
	79	282,600	367,200	451,900
	80	283,800	368,800	452,400
	81	284,900	370,300	452,900
	82	286,100	371,800	453,500
	83	287,300	373,300	454,000
	84	288,500	374,700	454,500
	85	289,500	375,800	455,000
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	
	89	293,900	381,200	
	90	295,000	382,500	
	91	296,200	383,700	
	92	297,400	385,000	
	93	297,900	386,300	
	94	298,900	387,400	
	95	300,000	388,700	
	96	301,200	389,900	
	97	302,200	391,300	
	98	303,300	392,300	
	99	304,300	393,400	
	100	305,400	394,400	
101	306,300	395,300		
102	307,400	396,300		
103	308,500	397,400		
104	309,500	398,500		
105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		

116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000
145	326,500	416,200
146	326,700	416,500
147	327,000	416,800
148	327,300	417,000
149	327,500	417,200
150	327,700	
151	328,000	
152	328,300	
153	328,500	
154	328,700	
155	329,000	

	156	329,300			
	157	329,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

中学校 小学校 教育職 給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200

36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700
47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200
48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700
53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
54	251,100	290,900	371,600	392,700	
55	252,300	293,200	373,100	393,800	
56	253,300	295,700	374,600	394,900	
57	254,500	297,700	376,100	396,300	
58	255,700	300,100	377,500	397,500	
59	256,800	302,300	378,900	398,700	
60	258,000	304,900	380,200	400,000	
61	259,400	307,200	381,100	401,200	
62	260,200	309,600	382,300	402,200	
63	261,400	311,900	383,500	403,600	
64	262,300	314,100	384,600	404,900	
65	263,300	316,300	385,500	406,100	
66	264,700	318,300	386,700	407,200	
67	265,800	320,300	387,700	408,400	
68	267,100	322,300	388,800	409,500	
69	268,700	324,200	390,000	410,500	
70	270,200	326,300	391,000	411,700	
71	271,500	328,400	392,100	412,900	
72	272,900	330,400	393,300	414,100	
73	273,900	332,500	394,300	414,700	
74	274,900	334,600	395,400	415,500	
75	276,100	336,800	396,500	416,200	

	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
再任 用職 員以 外の 職員	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	422,600
	95	295,100	368,200	411,000	422,900
	96	295,900	369,400	411,300	423,100
	97	296,700	370,400	411,600	423,300
	98	297,500	371,400	411,900	423,600
	99	298,300	372,400	412,200	423,900
	100	299,000	373,400	412,400	424,100
	101	299,900	374,300	412,600	424,300
	102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900	
104	301,400	377,300	413,400	425,100	
105	301,600	378,100	413,600	425,300	
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700			
111	303,200	383,700			
112	303,500	384,700			
113	303,700	385,300			
114	303,900	386,200			
115	304,100	387,100			

116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100
138		400,400
139		400,700
140		401,000
141		401,300
142		401,600
143		401,900
144		402,200
145		402,400
146		402,700
147		403,000
148		403,200
149		403,400
150		403,700
151		404,000
152		404,200
153		404,400
154		404,700
155		405,000

	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
	162		406,700			
	163		407,000			
	164		407,200			
	165		407,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等教育職給料表 (<u>別表第1</u>)</p> <p>(2) 中学校小学校教育職給料表 (<u>別表第2</u>)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第3</u>に定めるとおりとし、同表に定める基準となるべき標準的な職務の内容とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務の内容の職務として人事委員会規則で定めるものは、当該基準となるべき標準的な職務の内容の職務の級に分類するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>大学の学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び部局長</u></p> <p>(2) <u>大学以外の学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>大学教育職給料表 (別表第1)</u></p> <p>(2) 高等学校等教育職給料表 (<u>別表第2</u>)</p> <p>(3) 中学校小学校教育職給料表 (<u>別表第3</u>)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第4</u>に定めるとおりとし、同表に定める基準となるべき標準的な職務の内容とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務の内容の職務として人事委員会規則で定めるものは、当該基準となるべき標準的な職務の内容の職務の級に分類するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第5条の2 <u>大学教育職給料表の適用を受ける職員のうち大学の学長の職を占める職員の給料月額</u>は、<u>同表4級の特号給の額とする。</u></p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事</p>

委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条 第15条から第17条までの規定は、第9条第1項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下この条において「管理監督職員」という。）又は第5条の2の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

ア 管理監督職員 12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員
アの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条 第6条、第8条から第11条まで、第11条の4、第13条から第13条の5まで、第15条から第17条まで及び第19条の規定は、第5条の2の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2 第15条から第17条までの規定は、第9条第

2 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第22条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

1項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

3 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第22条において「特定幹部職員」という。)にあつては100分の110、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の70)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びに第5条の2の規定の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1 及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1 から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第3中イをウとし、アをイとし、同表にアとして次のように加える。

ア 大学教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となるべき標準的な職務の内容
1 級	助教又は助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学長又は教授の職務

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第1 (第5条関係)

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200

	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800
	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	318,300	378,700	419,900	506,200
	49	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	320,100	381,800	422,600	509,600
	51	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	323,700	387,700	426,900	516,500
	55	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
再任 用職 員以 外の 職員	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	343,000	412,100	446,700	537,600	

76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,100	449,000	
79	346,900	414,500	449,700	
80	347,800	414,900	450,300	
81	348,800	415,200	451,100	
82	349,800	415,600	451,800	
83	350,800	415,900	452,100	
84	351,800	416,300	452,700	
85	352,400	416,600	453,100	
86	353,000	417,000	453,500	
87	353,600	417,400	453,900	
88	354,200	417,800	454,200	
89	354,800	418,100	454,500	
90	355,200	418,500	454,900	
91	355,600	418,900	455,300	
92	356,100	419,200	455,600	
93	356,600	419,500	455,900	
94	357,000	419,900	456,300	
95	357,500	420,200	456,600	
96	358,000	420,500	456,900	
97	358,600	420,800	457,200	
98	359,100	421,200		
99	359,500	421,500		
100	360,000	421,800		
101	360,400	422,100		
102	360,900	422,500		
103	361,200	422,800		
104	361,700	423,100		
105	362,200	423,400		
106	362,600	423,800		
107	363,100	424,100		
108	363,600	424,400		
109	364,000	424,700		
110	364,500	425,000		
111	365,000	425,300		
112	365,400	425,600		
113	365,800	425,900		
114	366,200			
115	366,700			

	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129 特	372,500			818,000
再任 用職 員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年静岡県条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略)	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略)
(死体処理手当) 第7条 (略)	<u>(6) 有害薬品等取扱手当</u> (死体処理手当) 第7条 (略)
(支給額の減額) 第8条 (略)	<u>(有害薬品等取扱手当)</u> 第8条 有害薬品等取扱手当は、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が身体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき310円とする。
(委任) 第9条 (略)	第9条 (略)
	第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第6項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(静岡県教職員の給与に関する条例(以下「教職員給与条例」という。)第22条第2項の改正を除く。)による改正後の教職員給与条例の規定は平成31年4月1日(以下「適用日」という。)から、第1条の規定(教職員給与条例第22条第2項の改正に限る。)による改正後の教職員給与条例の規定は令和元年12月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の教職員給与条例(以下「改正後の教職員給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 静岡県職員の育児休業等に関する条例(平成4年静岡県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="220 1041 759 1379"><tr><td colspan="2" data-bbox="220 1041 759 1093">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="220 1093 501 1332">給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第2項及び警察職員給与条例第19条第2項</td><td data-bbox="501 1093 759 1332">(略)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="220 1332 759 1379">(略)</td></tr></table> <p>2～4 (略)</p>	(略)		給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第2項及び警察職員給与条例第19条第2項	(略)	(略)		<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1041 1377 1379"><tr><td colspan="2" data-bbox="837 1041 1377 1093">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="837 1093 1118 1332">給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第3項及び警察職員給与条例第19条第2項</td><td data-bbox="1118 1093 1377 1332">(略)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="837 1332 1377 1379">(略)</td></tr></table> <p>2～4 (略)</p>	(略)		給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第3項及び警察職員給与条例第19条第2項	(略)	(略)	
(略)													
給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第2項及び警察職員給与条例第19条第2項	(略)												
(略)													
(略)													
給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第3項及び警察職員給与条例第19条第2項	(略)												
(略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。